

岩手県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
おかりや薬局	九戸郡軽米町軽米第三地割52番地4	平成20年8月30日
道又医院	宮古市鉄ヶ崎上町8番地20	平成20年8月31日
有限会社ミドリ薬局日詰店	紫波郡紫波町北日詰字八反田55番5号	〃
医療法人希望会藤澤病院	大船渡市猪川町字下権現堂101番地1	平成20年9月20日